

災害援護資金の概要

1. 実施主体

☐ 市町村

2. 対象災害

☐ 都道府県内で災害救助法第2条第1項が適用された市町村が1以上ある自然災害

3. 受給者

☐ 対象災害により、負傷又は住居、家財に被害を受けた者

4. 貸付限度額

☐ 350万円

①世帯主の1か月以上の負傷

150万円

②家財の1/3以上の損害

150万円

③住居の半壊

170万円(250)

④住居の全壊

250万円(350)

⑤住居の全体が滅失若しくは流失

350万円

270万円

350万円

(注)被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は()内の額

(注)家財には、自動車は含まない

5. 所得制限

世帯人員当たりの市町村民税における前年の総所得金額

☐ 1人(220万円) ☐ 2人(430万円) ☐ 3人(620万円) ☐ 4人(730万円)

☐ 5人以上(1人増すごとに730万円に30万円を加えた金額)

ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1, 270万円とする。

6. 利率

☐ 年3%以内で条例で定める (据置期間中は無利子)

7. 据置期間

☐ 3年(特別の場合5年)

8. 償還期間

☐ 10年(据置期間を含む)

9. 償還方法

☐ 年賦、半年賦又は月賦

10. 貸付原資負担

☐ 国 2/3 都道府県・指定都市 1/3